

平成30年7月19日(木)

平成30年度第1回日進市行政改革推進委員会 資料2

# 事務事業型シート

## 遺児手当支給事業

(子育て支援課)

# 平成30年度日進市事務事業評価シート

事務事業名		遺児手当支給事業	コード	1115302
担当部課・施設名		こども福祉部・子育て支援課	責任者	石川 雅之
			連絡先	0561-73-4183
総合計画体系	基本目標	01	子育て・健康長寿を支えるまちづくり	
	節	01	社会福祉	
	基本施策	01	子育て・子育て支援	
	単位・個別	53	要支援児童・家庭対策の充実 ひとり親家庭への支援	
事務事業の目的と内容				
<p>遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。日進市内に住所を有し、父又は母が死亡や離婚、重度の障害を有するなどの18歳以下の遺児を養育する養育者に遺児手当を支給する。(所得制限なし。児童扶養手当、県遺児手当との併給が可能)。児童1人につき月額3,500円を支給する。</p>				
前年度に取り組んだこと				
<p>手当に関する相談・申請受付及び支払いを行った。</p>				

事業費	28年度	29年度	29年度	30年度
単位:千円	前々年度決算額	前年度予算額	前年度決算額	当年度予算額
事業費	34,300	36,810	34,416	36,232
特定財源	0	0	0	0
市費投入額	34,300	36,810	34,416	36,232

主な内訳
【事業費】扶助費34,416千円

## アウトプット指標

指標名	延べ受給児童数(人)			
指標データ	前々年度実績	前年度目標	前年度実績	当年度目標
	9,800.00	9,900.00	9,833.00	9,900.00

## アウトカム指標

指標名	日進市遺児手当受給者のうち児童扶養手当受給者の割合(%)			
指標データ	前々年度実績	前年度目標	前年度実績	当年度目標
	60.84	59.00	61.13	59.00

式 児童扶養手当受給者/日進市遺児手当受給者

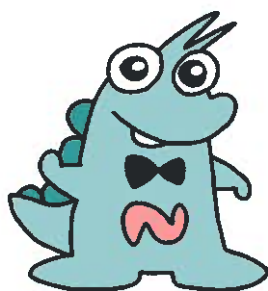
## 指標の狙い

一定の所得制限があるため、児童扶養手当受給者を自立ができていない家庭とし、児童扶養手当受給者を減らしていくことで自立家庭が増加したとみる。※平成30年度から、ひとり親の経済的な自立状況を把握するため、アウトカム指標を「日進市遺児手当支給対象児童1人1回(1ヶ月)あたりの支給コスト」から「日進市遺児手当受給者のうち児童扶養手当受給者の割合」に変更した。

## 評価

評価結果	評価の理由
C 一部改善が必要	国の方針としては、手当の支給ではなく社会的な自立支援に変更されており、手当については、所得制限の導入や期間を限定し、居住期間を要件とする自治体も多いことから、本市においても手当制度について検討の必要があるため。
<b>成果・課題</b> ひとり親家庭等の経済的な支援として、生活の安定を図ることが出来た。他市町は、同じ目的の手当で所得制限、年数制限、居住期間等を要件としている手当になっているが、本市は所得制限、年数制限、居住期間等が設けられていない。手当の支給(現金給付)だけでなく、受給者の自立が支援出来る給付への移行、検討を要する。	
<b>当年度中に実施する具体的な改善内容</b> 他市町の状況調査を引き続き行い、手当の見直しの必要性について検討して行きたい。	

## 日進市遺児手当支給事業



担当部課：こども福祉部子育て支援課

平成30年10月13日

### はじめに（なぜ、この事業を選択したか）



日進市遺児手当支給事業については、現在、所得に関係なく、18歳到達まで支給しています。

しかし、事業の目的である「ひとり親家庭の自立を図る」といった効果には繋がっていないのではないかと考えています。

そのため、手当支給の目的を明確にし、ひとり親家庭の自立の促進を妨げないような手当の検討や自立支援策を組み合わせるなど、より効果的な制度設計について検討したいと思います。

今後、市遺児手当支給事業の改善を図るために、委員の皆さまから、改善方法等についてご意見をいただきたいと思ひます。

# 1 施策体系(概要)



## 第5次日進市総合計画における位置づけ

### ◆基本目標1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり

第1節 社会福祉 — 1 子育て・子育て支援 **【大施策】**

要支援児童・家庭対策の充実 **【中施策】**

**ひとり親家庭への支援** **【小施策】**

- ・母子父子自立支援員による、就業を始めとした生活全般にわたる相談や指導の総合的計画的な実施。
- ・児童扶養手当等の各種手当支給や、就学援助等の経済的な支援。

## 2 ひとり親家庭への政策

☆ 手当

△ 軽減・減免

◎ 自立支援員による支援等

### ☆ 児童扶養手当(国): 所得制限あり

(例) 全部支給: 42,500円/月  
(第2子加算10,040円/月、第3子加算6,020円/月)

### 県遺児手当: 所得制限あり

(例) 1~3年目: 4,350円/月、4~5年目: 2,175円/月  
6年目以降 0円

### 市遺児手当: 所得制限なし

備考: 児童扶養手当と市遺児手当は、児童 18歳まで

### △ ひとり親家庭等医療費助成制度

備考: 所得制限あり(児童 18歳まで)  
(例) 病院の診察費・薬代(保険適用分) → 0円

### △ 保育料の軽減

(例) 市民税非課税世帯(母子単独世帯) → 保育料0円

△ 税金(寡婦控除)、年金、国民健康保険料の減免

△ 児童クラブ、学童保育所、放課後子ども教室利用料の減免

◎ 母子父子自立支援員による就労支援・相談



母子家庭



父子家庭

△ 就学援助制度(小・中学校)  
対象: 児童扶養手当受給者等  
(例) 給食費・学用品助成等

◎ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

◎ 母子父子家庭自立支援給付金

◎ 母子家庭等日常生活支援事業

# 3 事業の概要



## (1) 対象

市内に住所を有し、父又は母が死亡や離婚、重度の障害を有するなどの18歳以下の遺児を養育する養育者

## (2) 内容

- ①遺児一人につき、月額3,500円を支給（所得制限なし）
- ②児童扶養手当・県遺児手当との併給可

### (目的)

手当を支給することにより、経済的な支援および就業をはじめとした自立を促す。

# 4 事業の経緯



年度	取組状況
昭和50年～	中学生以下の遺児を養育する者に、遺児1人あたり月額1,500円を支給
昭和53年～	遺児を16歳以下の者とし、支給額を月額2,500円に改正
昭和54年～	遺児を17歳以下の者とし、支給額を月額3,000円に改正
昭和55年～	遺児を18歳以下の者に改正
昭和57年～	外国人登録の遺児を支給対象とするよう改正
平成5年～	支給額を月額3,500円に改正

# 5 事業費(予算・決算額)



## ◆主な内訳(予算額 扶助費)

平成29年度予算額	36,232千円
平成28年度予算額	36,724千円
平成27年度予算額	35,725千円
⋮	
平成25年度予算額	36,036千円
⋮	
平成19年度予算額	39,877千円

## ◆主な内訳(決算額 扶助費)

平成29年度決算額	34,415千円
平成28年度決算額	34,300千円
平成27年度決算額	35,738千円
⋮	
平成25年度決算額	33,656千円
⋮	
平成19年度決算額	27,542千円

10年で約700万増加

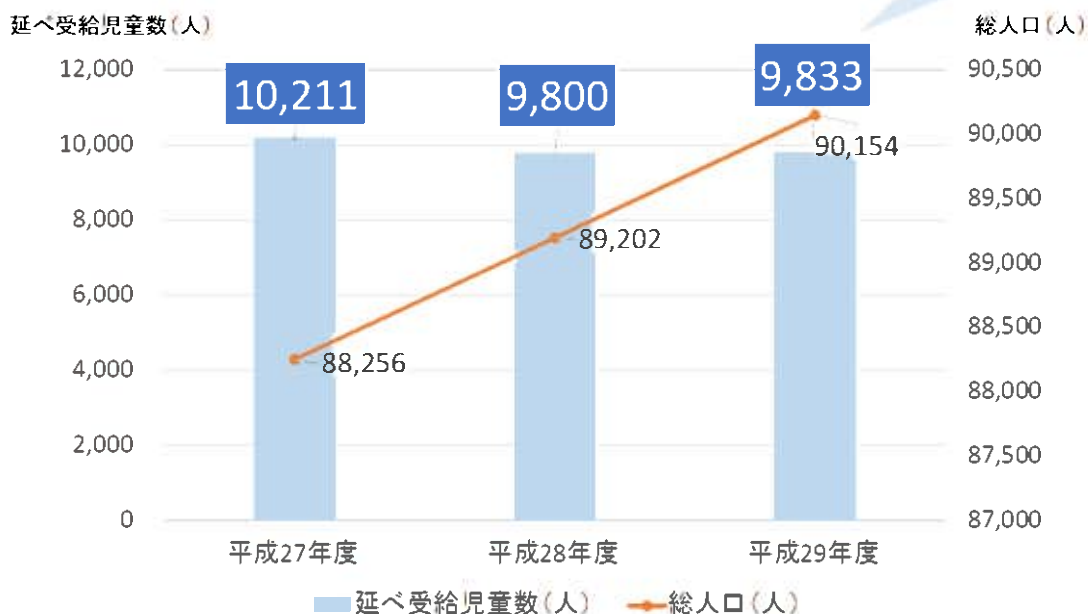
# 6 アウトプット指標①



## ◆指標 市遺児手当の延べ受給児童数

受給児童数の変化を把握するため指標としたもの。

受給児童数はほぼ横ばい

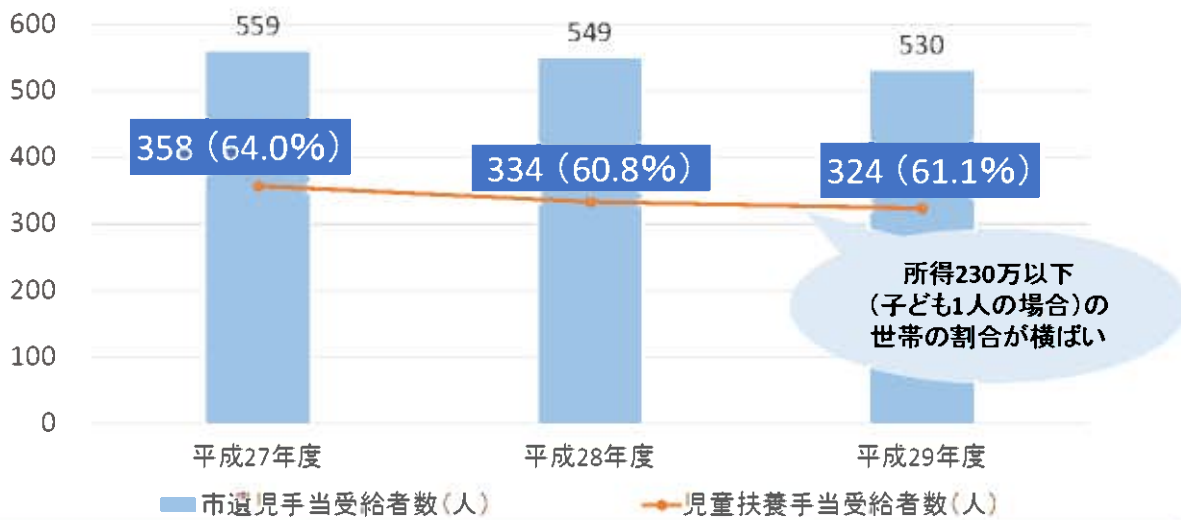


# 7 アウトカム指標①



## ◆指標 市遺児手当受給者のうち児童扶養手当受給者の割合

ひとり親の経済的な自立状況を把握するため指標としたもの。



所得230万以下  
(子ども1人の場合)  
世帯の割合が横ばい

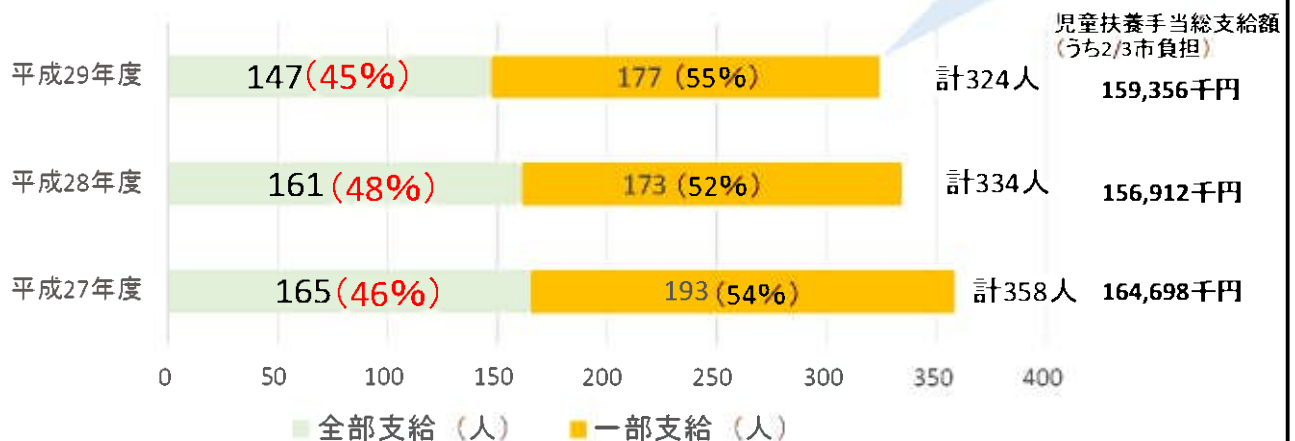
- ★ 市遺児受給者のうち約6割が、所得制限内で児童扶養手当を受給している。
- ★ 所得制限内で児童扶養手当を受給する世帯の割合は、毎年ほぼ変わらない。

# 7 アウトカム指標②



## ◆指標 児童扶養手当受給者の支給区分

ひとり親の経済的な自立状況を把握するため指標としたもの。



所得57万円以下  
(子ども1人の場合)  
世帯の割合が横ばい

- ★ 毎年、全部支給の世帯の割合は、ほぼ変わらない。

## 8 事業の課題①



### 【課題①】

#### 社会的自立に向けた支援

◎自立に繋がる就業等の支援が、不足している。

#### 日進市における自立に向けた取組の不足点

- (1) 就業に有利な仕事（看護学校等）に就くため、高等職業訓練給付金の給付は受けられるが、学校を受験する費用、授業料等に関する補助支援がない。
- (2) 自立支援教育訓練等で資格を取った後、資格を生かした就職先の斡旋ができていない。

#### ☆ 他市における自立に向けた取組事例

- ・ 民間の学習塾へ委託し、家庭教師を派遣
- ・ 看護師への就業を支援するための、看護学校受験を支援

11

## 8 事業の課題②



### 【課題②】

#### 経済的に厳しい状況でひとりで子育てをおこなう家庭への支援

◎所得制限がなく、一律の手当のみの支給になっている。

◎所得制限内で児童扶養手当を受給する割合は、毎年変わらない。

◎平成30年8月から、国の児童扶養手当の全部支給の所得制限が見直されることから、全部支給の割合が増加することが予測される。

#### 【児童扶養手当(国)】

所得制限を設け、全部支給、一部支給の支給区分で、児童が18歳になった年度末まで手当を支給する。

手当支給開始後、5年経過等した場合に、就業が困難な事情がないにも関わらず、就業意欲が見られない時は、手当の一部（1/2）が支給停止となる場合がある。

#### 【愛知県遺児手当】

国と同じ所得制限を設け、支給開始後通算して5年後までの支給をおこなう。公的年金給付を受けることができる者は対象ではない。

子ども1人につき1～3年目、4～5年目と支給金額が段階的になっており、6年目以降支給はなくなる。

12



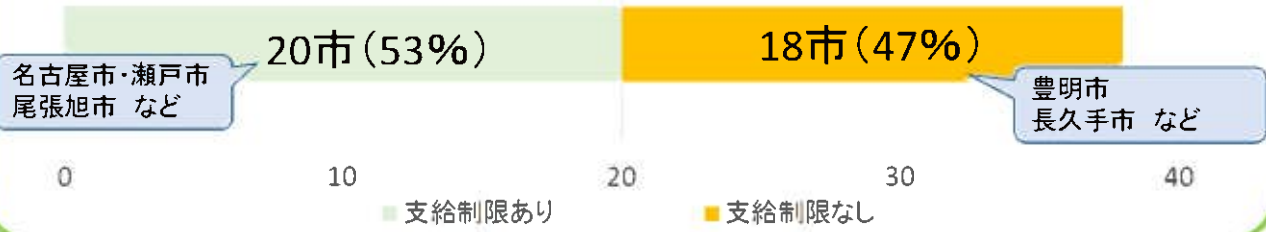
# 9 遺児手当事業(他市比較)



■市遺児手当 所得制限の有無(県内38市に確認) ※所得制限は児童扶養手当(国)に準ずる



■市遺児手当 支給制限の有無(県内38市に確認)



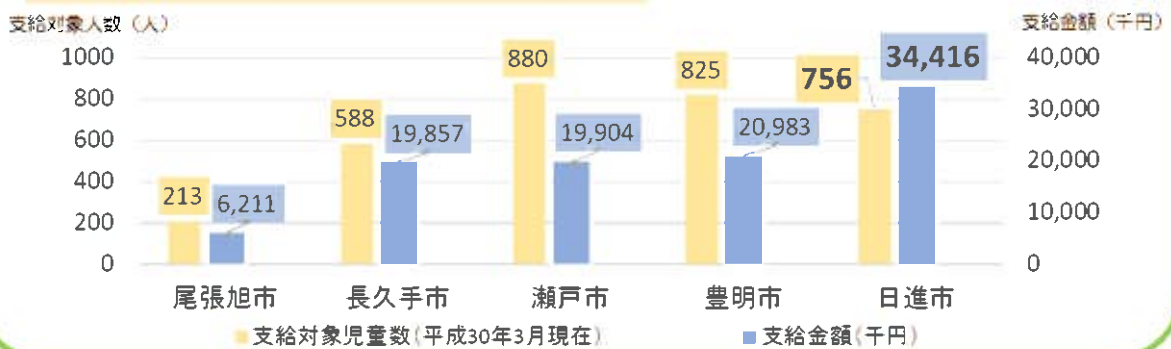
【所得制限・支給制限どちらも設けていない市(6市/38市)】

新城市2,000円、犬山市2,300円、刈谷市2,400円、知立市2,400円、長久手市3,000円、日進市3,500円

# 9 遺児手当事業(近隣市比較)



◆市遺児手当 支給対象児童数及び支給額



◆市遺児手当の支給内容等について

	尾張旭市	長久手市	瀬戸市	豊明市	日進市
支給対象児童数(平成30年3月現在)	213	588	880	825	756
支給金額(千円)	6,211	19,857	19,904	20,983	34,416
総人口(平成30年4月1日現在)	83,372	57,466	129,900	68,728	90,154
所得制限	△ (所得税非課税世帯対象)	×	×	○	×
支給期間	・在住1年以上 ・義務教育就学中	18歳まで	・在住1年以上 ・義務教育就学中	18歳まで	18歳まで
支給額	2,500円(小学生) 3,750円(中学生)	3,000円	2,000円	2,500円	3,500円

参考)名古屋市:人口 2,311,132人、支給開始から5年支給

【全部支給】1年目9,000円、2年目4,500円、3年目3,000円 【一部支給】1年目4,500円、2・3年目 3,000円

# 10 今後のあり方 ①



課題①に対して…



所得増加につながる事業の充実を図る

★自立に向けた就労支援・自立に向けた支援策の策定および給付金の支給等を行う。

NO.	取組例	備考
1	自立支援プログラムの策定(就労支援・給付金の活用)	
2	自立支援教育訓練給付金受講料の引き上げ	
3	高等職業訓練促進給付期間の延長	
4	自立支援プログラム策定者で就労促進給付金(就職祝金)の増額	
5	子どもの学習支援対策で塾に行った方に対する助成	ただし、中学生のみ、自立に向けて市の支援を受けている方を対象とする。
6	ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業(児童も可)の実施 ※よりよい条件での就業、転職をするために支援をおこなっているが、ひとり親家庭の中には高等学校を卒業していない(中退を含む。)ことから、希望、安定した就業が難しい支援が生じている。	【参考】 ひとり親家庭高等卒業認定試験合格支援事業実施自治体 12市/38市(愛知県内)

# 10 今後のあり方 ②-1



課題②に対して…



市遺児手当の支給の見直しを図る 案1

★ 所得に応じた支給区分を設定

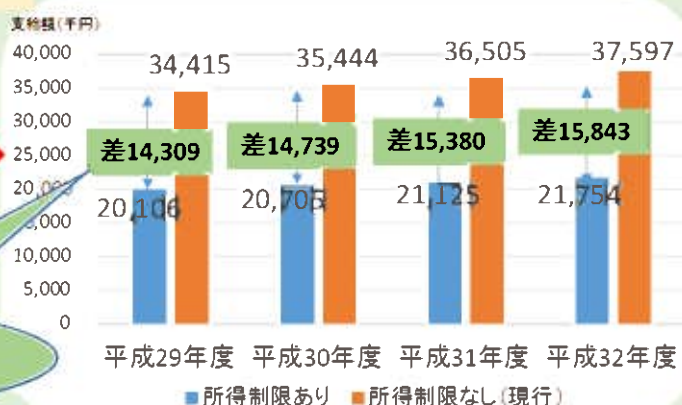
★ 上記で生じた財源で、自立に向けた就業ができていない受給者には、就業支援等を行い、自立を促す。

◆所得制限を設けた場合の支給額見込み

支給例として…

- ◎所得制限内 全部支給→ 3,500円  
一部支給→ 2,000円
- ◎所得制限超 一律 1,000円

差額分を  
自立支援策の財源として活用



# 10 今後のあり方 ②-2



課題②に対して…



市遺児手当の支給の見直しを図る 案2

★ 手当支給金額の引き上げと支給期限を設ける。

→ ひとり親家庭になった直後の生活環境等の激変期に、支給期限を設けて集中的に経済的な支援と自立支援をおこなう。

支給例として…

◎支給金額 基準額に、初年度は1,000円～2,000円程度加算する

◎支給期間 18歳まで → 支給から5年間

例) 県遺児手当 (支給期間5年)

1 所得制限: あり ※児童扶養手当と同様

2 手当額: 児童1人当たり、月額4,350円(1～3年目)、2,175円(4～5年目)、0円(6年目以降)

※一度、手当の受給資格を喪失した方が再び手当を申請された場合は、当初の支給開始月から通算して5年後までの支給となる。

17

# 11 おわりに



今回、委員の皆様からご意見をいただき、自立を促す有効な就労支援をおこなっていきたいと思います。

そのため、市遺児手当支給事業と、自立を支援していく事業を組み合わせ、手当の支給のみではなく、実際にひとり親家庭の自立に繋げていける事業を、積極的に行っていきたいと考えます。

例えば……

★新しいサービスの導入と費用対効果のバランス

★市遺児手当の支給内容

★ひとり親家庭が満足する自立に繋がる事業

などについてご意見をいただけますと幸いです。

18

# テーマ型シート

## 高齢者の健康づくり

(健康福祉部)





# 高齢者の健康づくり

～おたっしやハウス事業からみる課題～

---

担当部課:健康福祉部福祉会館

1

## 【目次】

- 第1 はじめに
- 第2 本市を取り巻く状況
- 第3 福祉会館の概要
- 第4 事業の概要
- 第5 課題
- 第6 今後の取組案
- 第7 おわりに

2

# 第1 はじめに

---



3

## 1 はじめに

---

本市では、高齢者の健康づくり事業の1つとして、福祉会館において、

### 「おたっしやハウス事業」

を実施しています。

今後、高齢者人口が増加していく中、高齢者の健康づくりを、どのように展開していくべきか、委員の皆様からの、多様なご意見をいただきたいと思ひます。

4

## 第2 本市を取り巻く状況

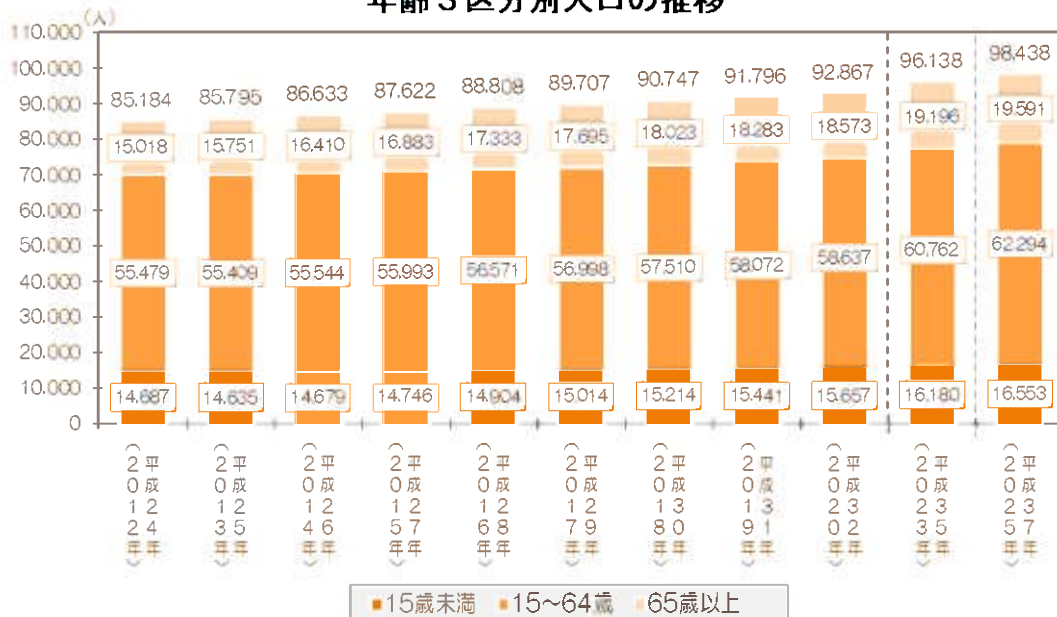


5

## 2 本市を取り巻く状況(人口の推移)

2017年の高齢者数は2012年と比較すると約1.2倍に上昇しています。

年齢3区分別人口の推移

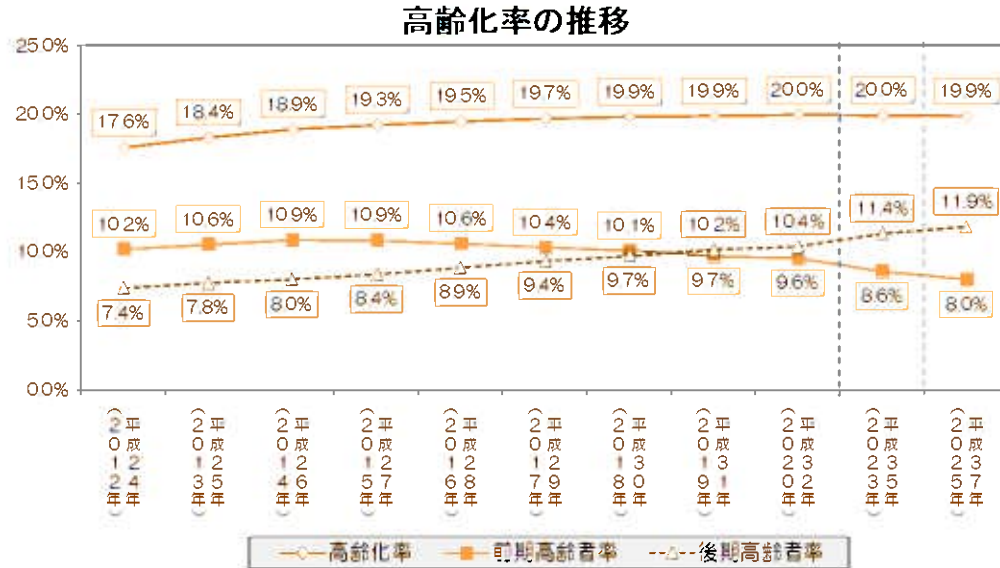


6



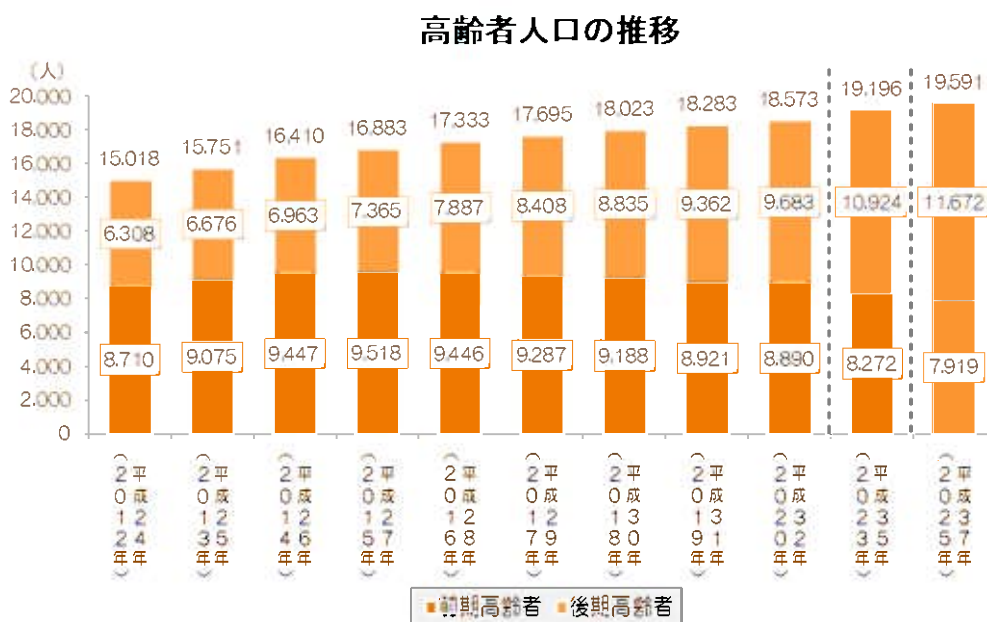
## 2 本市を取り巻く状況(高齢化率①)

後期高齢者率は、2012年から2017年にかけて約1.3倍となっています。また、2025年には、後期高齢者の割合が11.9%で、後期高齢者人口は約11,700人になる見込みです。



出典) 第7期にっしん高齢者ゆめプラン

## 2 本市を取り巻く状況(高齢化率②)



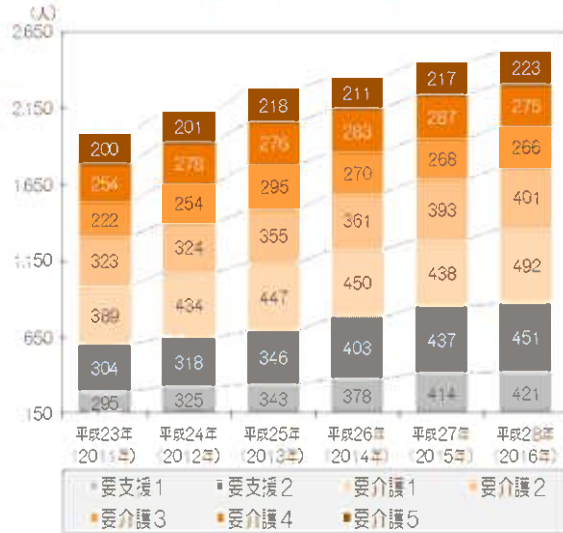
出典) 第7期にっしん高齢者ゆめプラン

## 2 本市を取り巻く状況(介護認定)

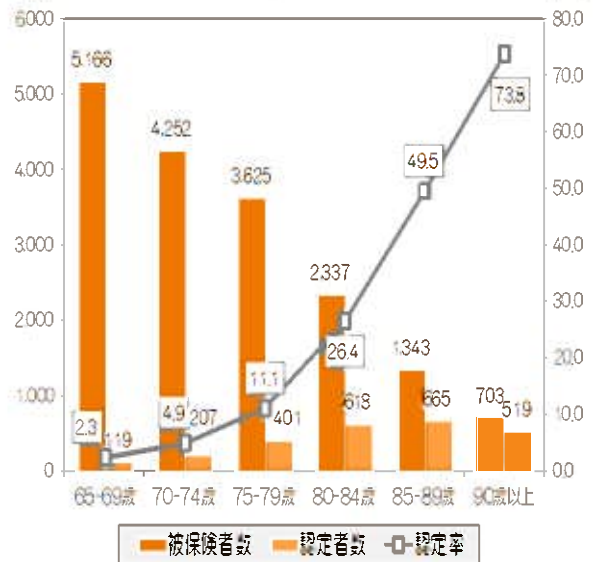
要介護度別認定者の推移を見ると、要支援1から要介護2までの比較的介護度の低い認定者数が増加傾向にあります。

高齢者の要介護認定率では、75歳を迎えると急速に高まることが分かります。

要介護度別認定者の推移



第1号被保険者の年齢階層別認定者数・認定率 (%)



出典) 第7期(平成)高齢者ゆめプラン

## 2 本市を取り巻く状況(「健やかになっしん宣言」)

健やかになっしん宣言

平成27年1月1日に宣言

私がつくる みんなつながる

健やかになっしん

健やかで心豊かに生きることは、すべての市民の願いです。つながりの和をひろげ、みんなで、幸せのまち 健やかになっしんをめざすことを宣言します。

① 予防を共通のテーマに

② 地域にある資源を活かして

③ 協働して取り組む

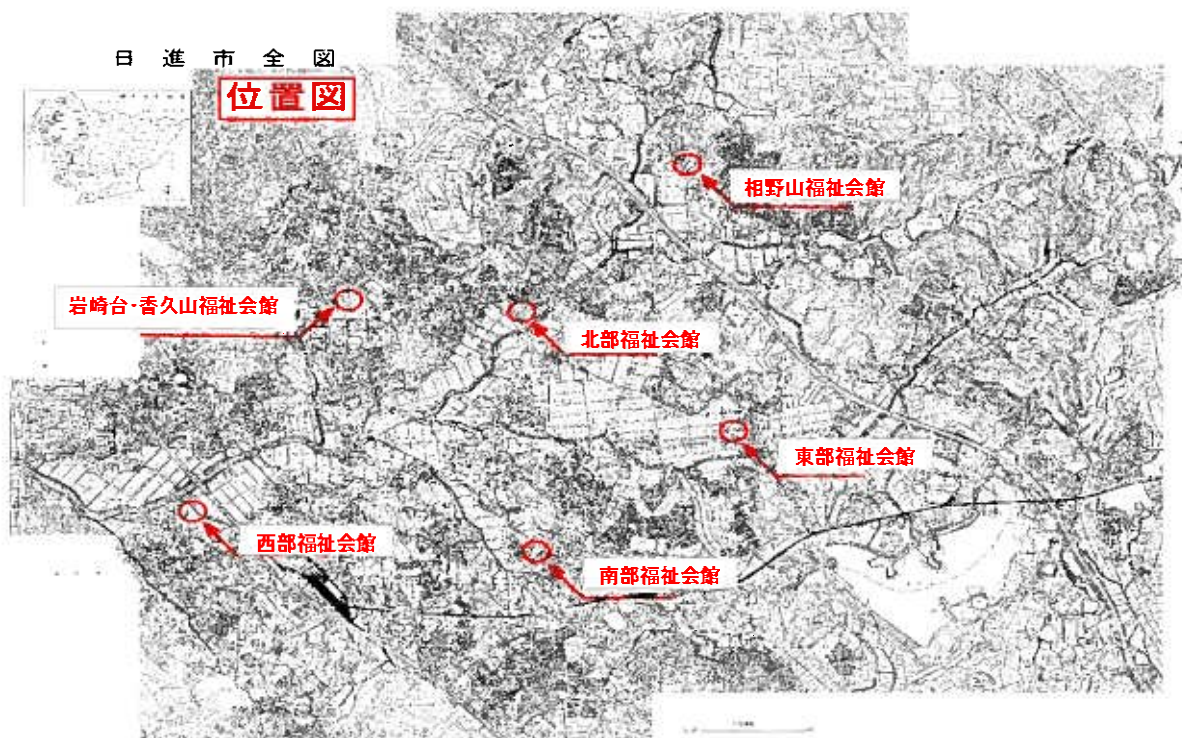
健康  
づくり

## 第3 福社会館の概要



11

## 3 位置図



12

### 3 外観写真

東部福祉会館



南部福祉会館



相野山福祉会館



岩崎台・香久山福祉会館

北部福祉会館

西部福祉会館

13

### 3 開設年度など

会館名	所在地	開設	建築面積(㎡)
東部福祉会館	米野木町	昭和55年	822
南部福祉会館	折戸町	昭和58年	657
相野山福祉会館	北新町	平成11年	1,208
岩崎台・香久山福祉会館	香久山	平成15年	1,357
北部福祉会館	岩崎町	平成19年	1,197
西部福祉会館	赤池町	平成21年	1,814

### 3 開館状況

#### 開館日時

- (1) 月曜日～土曜日：午前9時から午後5時まで
- (2) 日曜日：午前9時から午後6時まで

※東部及び南部福祉会館は日曜日は休館日  
※各館ごとに設定している夜間開催日には、午後9時まで利用可  
(会館によっては、老人福祉センターのみ夜間利用可など、制限あり。)

#### 休館日

- ・ 祝日、振替休日、年末年始 (12/28～1/4)

※会館によっては、日曜日が祝日の場合は開館

### 3 主な業務

業務名	業務内容
貸し館業務	日進市福祉会館条例、規則、内規に基づき、各会館に個人登録、団体登録された方に部屋の貸出をする。
老人福祉業務	福祉会館の健康づくり介護予防として「おたっしゃハウス」と「コミュニティサロン」を各会館にて開催する。
子育て支援業務	満1歳児から未就園児までの乳幼児とその保護者との親子教室を各会館にて開催する（年15回実施）。
児童館業務	・ 毎月1回市内在住の小学生向けの事業で工作やクッキングを催す。 ・ 年1回各会館で子どもまつりを開催する。

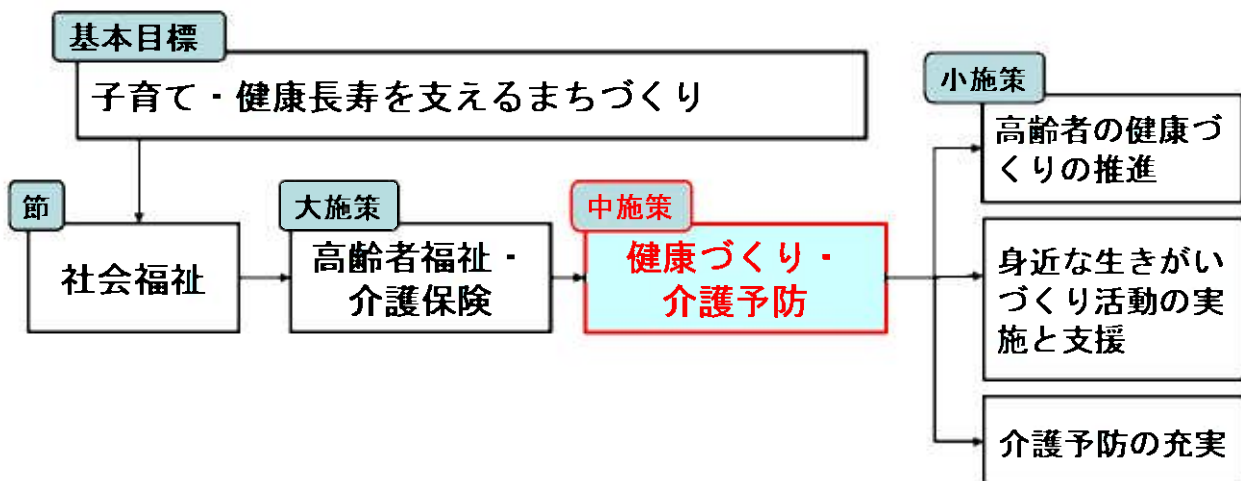
## 第4 事業の概要



17

## 4 全体像

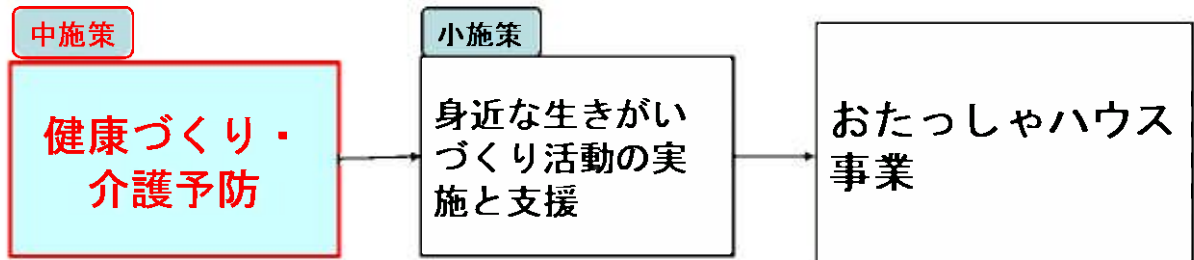
### 第5次日進市総合計画における 「高齢者の健康づくり」の位置づけ



18

## 4 全体像

### 第5次日進市総合計画における 「おたっしゃハウス事業」の位置づけ



19

## 4 おたっしゃハウス事業

### ◇対象

概ね65歳以上の市民

20

## 4 おたっしゃハウス事業

◇意図(対象をどのようにしていきたいか)

高齢者が住み慣れた場所で、  
いつまでも健康で生きがいを  
もって生活を続けていけるよう  
になる。

21

## 4 おたっしゃハウス事業

◇いつやってるの？

☆毎週実施しています。

会館名	開催曜日
東部福社会館	月
南部福社会館	月
相野山福社会館	木
岩崎台・香久山福社会館	火
北部福社会館	火
西部福社会館	月

22



## 4 おたっしゃハウス事業

### ◇事業内容

○おたっしゃハウスは、市内の概ね65歳以上の高齢者の方が体操したり、カラオケしたりと自由に過ごせる場所として、福社会館にて行っているものです。

○体操の時間は、午前10時30分から午前11時30分までの1時間で、運動普及推進員の指導に基づき、休憩を挟みながら、にっしん体操や健康器具を使った転倒防止体操を行っています。

○カラオケは、正午から午後5時までで、カラオケ室などで歌ったりおしゃべりして過ごせます。

23

## 4 おたっしゃハウス事業

### ◇事業内容

時 間	内 容
9:00 ～	【来館、受付】 体操が始まるまで、館内でおしゃべりなどして過ごす。
10:30 ～ 11:30	【体操の時間】 運動普及推進員が、にっしん体操、転倒防止体操、ボールや杖などの健康器具を使用して、軽い運動をする。
12:00 ～ 17:00	【カラオケやおしゃべりなどの時間】 カラオケ室を参加者が自由に利用できる。

24

## 4 おたっしゃハウス事業

### ◇おたっしゃハウスの様子



体操の時間



体操の時間



カラオケの時間

25

## 4 おたっしゃハウス事業

### ◇事業費

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	主な支出
おたっしゃハウス事業	678	696	690	講師謝礼 (運動普及推進員)

26

## 4 おたっしやハウス事業

### ◇これまでの改善内容

おたっしやハウスは、平成20年度以降、相野山福祉会館がリフレッシュ体操として月2回開催したのをはじめとして以降、各会館において順次実施してきました。平成26年度からは、利用者の要望もあり、実施回数を2回から4回に、順次増やしております。

また、平成30年度から全館において、実施回数を4回から5回に増やしました。

月2回実施		月4回実施		月5回実施	
年度	会館名	年度	会館名	年度	会館名
平成20年度	相野山福祉会館	平成26年度	相野山福祉会館 北部福祉会館 西部福祉会館	平成30年度	全館
平成21年度	東部福祉会館				
平成22年度	岩崎台・香久山福祉会館				
平成23年度	西部福祉会館	平成27年度	東部福祉会館 岩崎台・香久山福祉会館 南部福祉会館		
平成24年度	南部福祉会館 北部福祉会館				

27

## 4 おたっしやハウス事業

### ◇アウトプット指標① おたっしやハウス実施回数

(単位：回)

会館名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東部福祉会館	36	37	36
南部福祉会館	36	37	36
相野山福祉会館	40	39	40
岩崎台・香久山福祉会館	39	41	41
北部福祉会館	39	41	41
西部福祉会館	36	37	36
合計	226	232	230

28

## 4 おたっしやハウス事業

### ◇アウトプット指標② おたっしやハウスの1回あたりの参加者数

(単位：人、( )内は延べ参加者数)

会館名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東部福祉会館	44(1,598)	49(1,813)	47(1,675)
南部福祉会館	29(1,047)	36(1,340)	37(1,320)
相野山福祉会館	48(1,923)	62(2,428)	79(3,163)
岩崎台・香久山福祉会館	27(1,052)	33(1,337)	32(1,314)
北部福祉会館	45(1,758)	43(1,780)	49(2,018)
西部福祉会館	47(1,705)	60(2,223)	55(1,971)
合計	40(9,083)	47(10,921)	50(11,461)

29

## 4 おたっしやハウス事業

### ◇アウトカム指標① 65歳以上の要介護認定率

指標とした理由:おたっしやハウス事業については、要介護認定率の引き下げを一助となるため。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度(目標値)
認定率	14.4%	14.9%	14.8%	15.0%

(日進市第5次総合計画における成果指標より)

30

## 4 おたっしゃハウス事業

◇アウトカム指標② 日頃、健康維持・介護予防のために何か  
をしている高齢者(65歳以上)の割合

指標とした理由: 地域包括ケアシステム※の構築に向け、介護予防の取組を推進  
していく必要があるため

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度(目標値)
実施率	68.6%	68.6%	68.3%	75.0%

(日進市第5次総合計画における成果指標より)

※地域包括ケアシステム: 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進するもの

## 4 事業の概要(参考)

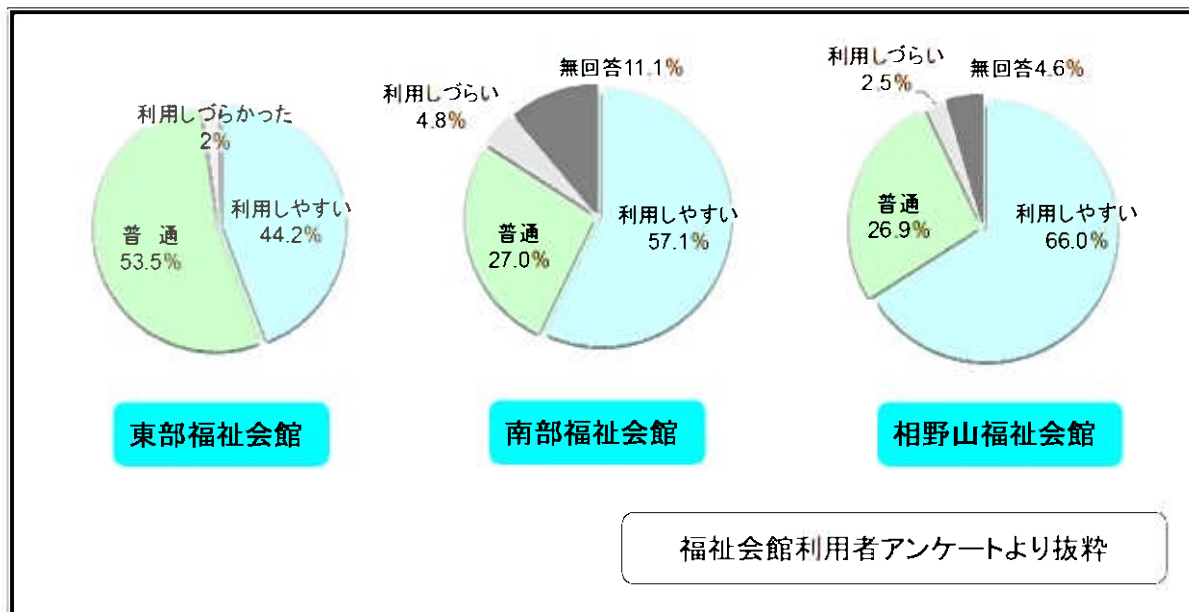
◇福祉会館の利用満足度

平成29年度に無記名で行った利用者アンケート調査において、利用者に、施設及び設備を利用された感想をお聞きしたところ、各会館とも「利用しやすい」と回答した方が約6割～7割、「利用しづらい」と回答した方は1割未満となりました。

福祉会館利用者アンケートより抜粋

## 4 事業の概要(参考)

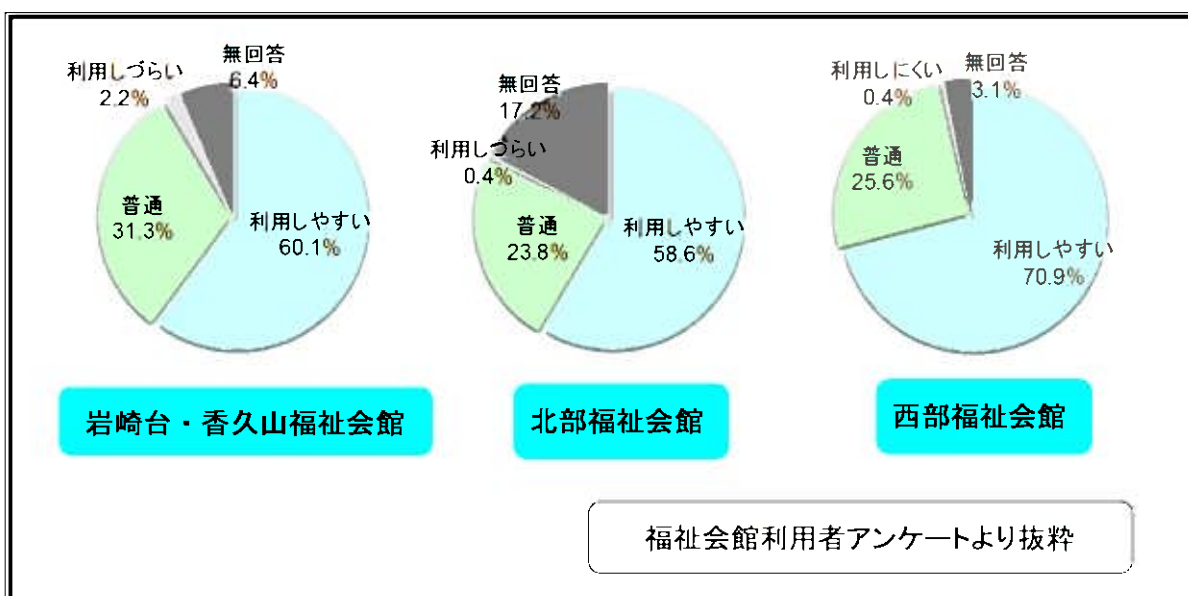
### ◇福祉会館の利用満足度



33

## 4 事業の概要(参考)

### ◇福祉会館の利用満足度

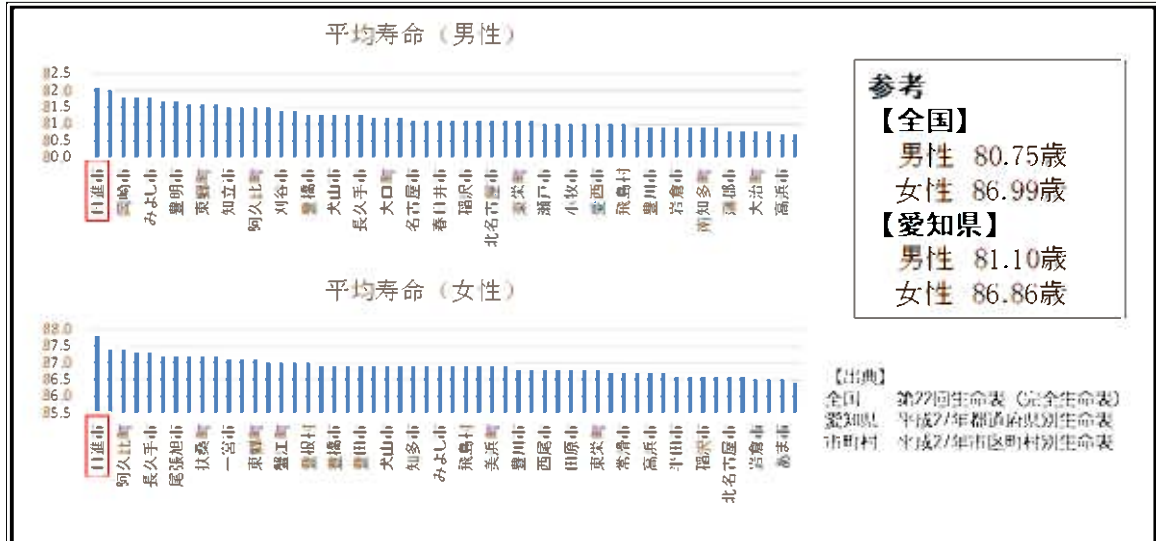


34

## 4 事業の概要(参考)

### ◇本市の平均寿命

平均寿命は男性（82.1歳）・女性（87.8歳）ともに県内1位



35

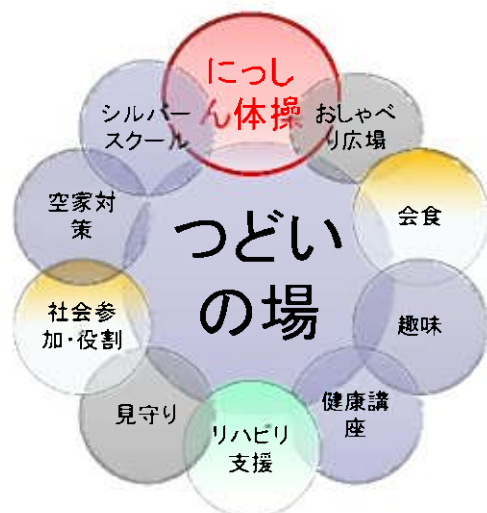
## 4 事業の概要(参考)

おたっしやハウス事業をはじめとする、健やかにっしん宣言に基づく「つどいの場」の取組が、確実に効果をあげており、平均寿命県内1位という結果に繋がっていると考えます。

### 【つどいの場】とは

仲間づくり、支えあい、見守りのできる集いの場のことです。

現在、市内55箇所で公民館、集会所等で開催しており、さらに推進しています。



36

## 第5 課題

---



37

### 5 おたっしゃハウス事業の課題

---

**【課題①】 人材面の課題**

**【課題②】 施設面の課題**

38



## 5 おたっしゃハウス事業の課題

### 【課題①】 人材面の課題

#### (1) 指導者不足

健康課が養成する運動普及推進員(ボランティア)に指導者を依頼しているが、現状、指導者が不足している。

## 5 おたっしゃハウス事業の課題

### 【課題②】 施設面の課題

#### (1) 受け入れ人数の限界

市民の参加ニーズが高まっている一方で、会場の広さは限られているため、参加人数に限界がある。

#### (2) 駐車場不足

会場によっては、駐車場に限界があり、参加が難しいことがある。

#### (3) 会場の確保が困難

今後、回数の増加を検討する際に、他事業との兼合いにより、会場の確保が難しい。

## 第6 今後の取組案

---



41

## 6 今後の取組案

---

### 【取組案①】 人材面の課題に対する取組案

人材育成の研修を実施し、  
人材の確保に努める。

42

## 6 今後の取組案

### 【取組案②】 施設面の課題に対する取組案

福社会館単独では解決が難しいため、地域での自主的な健康づくりを推進する必要がある。

そのため・・・

43

## 6 今後の取組案

地域で行われている市民の集まりである「つどいの場」を活用した、予防を中心とした健康づくりを行いたい。

#### ◆地域で開催する場合のメリット

- ・ 社会参加の促進による健康づくりが期待できる。
- ・ 地域の場に参加している人ほど要介護認定率が低い。
- ・ 通う場が近いほど参加しやすい。
- ・ 地域で役割がある高齢者は長生きする傾向にある。

44

## 6 つどいの場の主な種類と内容

名称	概要	実施数
ふれあい いきいきサロン	主に高齢者を対象として、参加者と住民の共同企画・運営により、食事、レクリエーション、健康に関する取組を行う場	12
ほっとカフェ	地域の方々の自主運営で始まった活動であり、気軽に集まってお茶を飲みながらおしゃべりをする場	19
にっしん体操 スポット	メタボ予防と心の健康づくりを推進するために作られた「にっしん体操」を子どもから高齢者まで集まって行う場	18
ぷらっとホーム	子どもから高齢者まで、いつでも気軽に立ち寄って趣味を楽しんだり、おしゃべりできる地域交流の場	6

市民の皆さんが集うことが健康づくりとなる。



さらに、**体操など**の健康づくりの要素を盛り込み、効果を高める。

45

## 6 つどいの場を活用する際の課題

- ①地域への理解が必要である。
- ②講師やスタッフなどの人材を確保する必要がある。
- ③運営・プログラム等のノウハウが不足している。
- ④財源確保が必要である。

46

## 6 つどいの場を活用する際の課題

### ◇課題に対する取組案

- ①地域への理解が必要である。  
→地域説明会の開催
- ②講師やスタッフなどの人材を確保する必要がある。  
→講師等の人材派遣、人材育成の研修の実施
- ③運営・プログラム等のノウハウが不足している。  
→つどいの場におけるノウハウの共有
- ④財源確保が必要である。  
→社協による財源支援の活用など

47

## 6 おたっしゃハウス事業における改善案

つどいの場の活用など、中長期の課題対応以外にも、早期に対応できる事務改善として、次のような取組を行っていきたいと考えます。

- ①体調不良等の緊急時に備えたマニュアルの整備
- ②体操、カラオケ以外のプログラムの工夫
- ③道具を用いた体操プログラムの工夫
- ④体操講師へ研修を行い、対応力の向上 など

48

## 6 今後の取組案(イメージ図)

人材面の課題解決に向けた取組や、  
早期に対応できる改善を行う

人材育成  
研修実施

マニュアル  
整備

各種プログラム  
検討

おたっしゃハウス  
(各福祉会館)

体操機能をはじめとした  
新たな機能を追加する

地域説明会  
実施

人材育成  
研修実施

ノウハウ  
共有

財源支援  
拡充

つどいの場(地域)

ふれあい  
いきいき  
サロン

ほっと  
カフェ

にっしん  
体操  
スポット

ぶらっと  
ホーム

高齢者のさらなる健康づくり・介護予防に繋げる

49

## 第7 おわりに



50

## 7 おわりに

高齢者の健康づくりの場を、公共施設だけでなく、身近な地域の場所にある「つどいの場」などが活用できるよう、行政と地域がともに高齢者を支えることのできる市民主体の仕組みづくりを進めていきたいと思います。

